

個人顧客に関する取引開始基準（商品先物取引）

クリエイトジャパン株式会社

当社では次に掲げるお申し込みに必要な条件を満たすお客様に限り、お取引口座開設のお申し込みを受け付けております。当社において口座開設審査を行い、審査結果によっては口座開設のご希望に添いかねることもありますのであらかじめご了承ください。

尚、当社における審査の結果、お客様のお取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

1. 商品先物取引のリスクや仕組みについて十分な理解があること。
2. 以下の事項に該当しないこと。該当する場合はお取引ができません。
 - ・ 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする者
 - ・ 損失が生ずるおそれがある取引を望まない者
 - ・ 過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れのある者
 - ・ 反社会的勢力に属する者や関与している者
 - ・ 犯罪収益移転防止法におけるハイリスク取引に該当する者
3. 以下に該当する場合は原則、お取引ができませんが、社内手続きにおいて審査した上でお取引をすることができます。
 - ・ 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
 - ・ 年収500万円以上有しない者
 - ・ 75歳以上の高齢者
 - ・ デリバティブ取引の経験がない者
 - ・ 銀行、農業共同組合、漁業共同組合、信用組合、信用金庫などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファインانس会社などのノンバンクで直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 国、地方公共団体その他公益機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 民間企業等の経理、財務担当で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者

以上